

川口市監査告示第 7 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年11月 1日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び理由

#### (1) 監査の対象

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

#### (2) 選定理由

補助目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回の監査期間 平成29年12月1日～平成29年12月25日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、本法人の事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 決算諸表等	法令等に基づいて適切に処理されているか
(2) 資産の管理・運用	現金・預金等の管理は適切か
(3) 助成金交付事業	助成金の算出は適正に行われているか

### 4 監査の対象期間

平成30年8月1日～令和元年7月31日

### 5 監査の実施期間

令和元年9月1日～令和元年9月30日

## 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

### (1) 主な監査項目

#### ア 事業運営等

- (ア) 定款、会計規程等の整備
- (イ) 理事会の開催状況
- (ウ) 決算諸表等の作成

#### イ 会計経理事務

- (ア) 社会福祉協議会補助金等の収入事務
- (イ) 旅費等の支出事務

#### ウ 契約事務

- (ア) 青木会館総合管理業務等の委託契約
- (イ) 通信カラオケ等の賃貸借契約

#### エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

#### オ 事業の執行状況

- (ア) 地域福祉活動推進事業の執行状況

## 第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。